

村税を滞納されると延滞金が課せられます

延滞金とは、納期限までに納税された方とそうでない方との公平を保つために課せられるものです。

納期限を過ぎても納税されない場合は、本来の税額のほかに日数に応じて延滞金が課せられます。

延滞金は、税額に納期限の翌日から納税の日までの期間の日数に応じ、年8.9%(年14.6%を限度)の割合で課せられます。ただし、納期限から1カ月間は、年2.6%(年7.3%を限度)の割合で計算します。
(※法改定により延滞金の率は変わる場合があります。)



【延滞金の納付例】

納期限が令和元年7月31日の村税60,000円を、1年後の令和2年7月31日に納付した場合の例です。

滞納税 60,000円	督促料 100円	延滞金 4,900円
----------------	-------------	---------------

60,000円 + 100円 + 4,900円 = 65,000円 ← 合計納付額

上記の場合、本来納める村税60,000円にあわせて、督促料100円と延滞金4,900円、合計65,000円を納付しなければなりません。

延滞金の率は、金融機関の平均金利3～6%に対し、**年8.9%と割高**になり、発生した延滞金については全額納付することとなります。また、**延滞金は、税務申告上の経費にはなりません。**

納期限までに納付できない事情がある場合は、税務課までご相談ください。



毎週水曜日は午後7時まで納税相談を実施しています

毎週水曜日は、日中のお支払いまたはご相談が困難な人のために、税務課窓口で納税相談を受け付けています。

午後7時まで窓口を開けていますので、必ずご連絡の上、ご来庁ください。
(村行事などにより中止になる場合があります。)

〈問い合わせ〉税務課 収納係 TEL (67) 2703

